

重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス

(1) 運営主体の概要

- ・運営主体 医療法人あすか会
- ・法人開設日 平成 14 年 8 月 28 日
- ・所在地 〒631-0062 奈良市帝塚山二丁目 21 番 21 号
- ・代表者 理事長 榎木 晋作
- ・電話番号 0742-44-3300
- ・ファックス番号 0742-44-2100
- ・法人の行う他の業務 診療所（あすかホームクリニック）
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

(2) 施設の概要

- ・施設の名称 グループホームアンジェロ三碓の里
- ・開設年月日 平成 25 年 5 月 1 日
- ・管理者 中塚 恵
- ・所在地 〒631-0041 奈良市学園大和町三丁目 4 番
- ・電話番号 0742 - 51 - 1500
- ・ファックス番号 0742 - 51 - 1530

(3) 居室等の概要

- ・居室 全室個室 トイレ洗面付
(1 ユニット 9 室、2 ユニット)
<広さ> 9.20~10.26 m² (トイレ除く有効面積)
<設備> ベッド、寝具、チェスト、テレビ
- ・共有スペース (居間・食堂)
<広さ> 71.57 m² (有効面積)
<設備> テーブル、椅子、ソファ、テレビ

(4) 入居定員等

定員	18名
ユニット数	2ユニット
1ユニットの定員	9名

(5) 施設の職員体制

1 職員配置

管理者	1名
介護職員	12名（うち計画作成担当者2名）
看護職員	1名

2 職員の勤務体制

ご利用者の生活状況に応じて変わる場合があります。

早出勤務	午前7時から午後3時半まで
日中勤務	午前9時から午後5時半まで
遅出勤務	午後1時から午後10時まで
夜勤	午後10時から午前7時まで

(6) 日中の時間帯

日中の時間帯は午前6時から午後9時までとします。

(7) 認知症対応型共同生活介護の目的と運営方針

- 1 利用者が、当施設に居住し認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、家庭的な環境の下でその有する能力に応じ日常生活を営むことが出来る様に支援します。
- 2 当施設では、サービス提供の際、利用者のプライバシーの確保に配慮して行います。
- 3 当施設では、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を把握しながら、適切に行います。
- 4 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 5 当施設では、地域住民、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域住民との交流の下で日常生活が営めるよう努めます。
- 6 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

- 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 9 当事業所は、提供する認知症対応型共同生活介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 10 情報開示につきまして
当施設は、利用者の求めに従って、利用者自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当施設所定の書面により、ご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

(8) サービス内容

当施設でのサービスは、認知症のご利用者には、家庭的な環境と地域住民との交流の中でなるべく自立した日常生活を営んでいただけるよう作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わる職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事の提供（食事は原則として共同生活室でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

- ③ 日常生活の介護
- ④ 受診の援助、服薬管理などの健康管理
- ⑤ 相談援助
- ⑥ 理美容
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

(9) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 あすかホームクリニック
住 所 奈良市帝塚山 2 丁目 21 番 21 号

・協力歯科医療機関

名 称 山尾歯科診療所
住 所 奈良市大宮町 2 丁目 1-6

(10) 緊急時の対応

ご利用中に、利用者の心身の状態に急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊等への連絡を行い対応します。また、利用者または扶養者が指定する緊急時連絡先へ連絡をします。

(11) 事故発生時の対応

当施設では、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供中に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し、状況に応じて必要な措置を講じます。また、利用者の家族等、利用者または扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(12) 当施設利用に当たっての留意事項

- ・ 外出・外泊の際は、事前に必ず申し出ていただきます。
- ・ 飲酒・喫煙については、職員に申し出てください。
- ・ 火気の取扱いは、職員に申し出てください。
- ・ 設備・備品の利用は、職員に申し出てください。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、当施設では責任を負うことは出来ません。
- ・ 宗教活動は、他の利用者に迷惑が掛かるので、禁止します。
- ・ ペットの持ち込みは、ご遠慮いただきます。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(13) 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内(外)消火栓、防火区画、非常警報設備等
- ・ 防災訓練 年 2 回

(14) 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

(15) 要望及び苦情等の相談

当法人が行う事業に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

窓口担当者	連絡先
医療法人あすか会相談窓口	連絡先 0742-44-3300 FAX 0742-44-2100 (受付時間 9:00~17:30) 担当：飯田 正子

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

窓口	連絡先
奈良市保健福祉部介護福祉課	連絡先 0742-34-5422 FAX 0742-34-2621 (受付時間 8:30~12:00 13:00~17:15)

窓口	連絡先
奈良県国民健康保険団体連合会	連絡先 0744-21-6811 FAX 0744-21-6821 フリーダイヤル 0120-21-6899 (受付時間 9:00~12:00 13:00~17:30)

(16) 利用料金

1 保険給付の自己負担額

イ、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

	1割負担	2割負担
・要支援2	763円	1,526円
・要介護1	768円	1,535円
・要介護2	804円	1,607円
・要介護3	828円	1,656円
・要介護4	845円	1,689円
・要介護5	861円	1,722円

ロ、(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

・要支援2	792円	1,584円
・要介護1	796円	1,592円
・要介護2	833円	1,666円
・要介護3	858円	1,715円
・要介護4	874円	1,748円
・要介護5	891円	1,781円

初期加算／1日	31円	62円
---------	-----	-----

イ、について入居した日から起算して30日以内の期間

夜間支援体制加算(Ⅱ)／1日	26円	52円
----------------	-----	-----

宿直勤務に当たる者の合計数が認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活の数に一を加えた数の場合

医療連携体制加算／1日	40円	80円
-------------	-----	-----

看護師を一名以上確保している場合

認知症専門ケア加算	5円	9円
-----------	----	----

イ、について厚生労働大臣が定めるものに対し専門的な認知症ケアを行った場合

	1割負担	2割負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ／1日 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合	19円	37円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ／1日 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	13円	25円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）／1日 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上の場合	7円	13円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）／1日 利用者に直接かかわる職員のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合	7円	13円
若年性認知加算／1日 若年性認知症入所者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを行った場合	124円	247円
看取り介護加算／1日（イ、について） 死亡日以前4日から30日以下	148円	296円
死亡日の前日及び前々日	699円	1,397円
死亡日	1,315円	2,629円
認知症行動・心理症状緊急対応加算／1日（7日を限度） イ、について在宅での生活が困難で緊急入所が必要と医師が認めたもの	206円	411円
退居時相談援助加算 一ヶ月を超えて入居していた利用者が退去し、その自宅においてサービスを利用する場合で、かつ所定の情報提供を行った場合	411円	822円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険のご利用金額 x 8.3%	

2 利用料

食材費 (1日あたり)		1,940 円
内訳 (朝食 340 円、昼食 780 円、おやつ 100 円、夕食 720 円)		
家賃 (1ヶ月あたり)		86,000 円
水光熱費 (1ヶ月あたり)		20,000 円
*家賃・水光熱費 (1日あたり)		
月途中の入退去及び短期利用の方		3,600 円
おむつ代 (必要な方)	おむつ一式 (1枚)	210 円
	パンツ式 (1枚)	210 円
	パッド (1枚)	60 円
理美容代	カット	2,600 円
	洗髪	650 円
	顔剃り	1,250 円
	カット&顔剃り	3,600 円
	丸刈り	2,050 円
	カラー	4,150 円
	カラー&カット	5,700 円
	パーマ	7,200 円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

行事費

その都度実費をいただきます。

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

私物の洗濯代/1週間・2ネット 1,550 円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

※その他個人的な日用品や嗜好品については実費徴収とさせていただきます。

3 支払い方法

ご利用料金は、ご利用月末日締めを致しております。代金のお支払いについては、口座振替でのお支払いをお願い致しております。請求書は、利用者及び扶養者が指定する方に対し毎月 25 日までに請求書を発行します。お支払いについては、利用月の翌々月の 12 日 (休日の場合は翌営業日) にご指定の預金口座から自動的にご利用料金を振替えてお支払い頂きます。

(17) 当施設を退去頂く場合

1 利用者からの退去の申し出があった場合

契約の適用期間であっても、利用者及び扶養者から退去の申し出をする事が出来ません。退去を希望する14日前までに申し出て下さい。月途中退去時の利用料金の精算については、保険給付の自己負担分はご利用日数分を、家賃、水光熱費は当月の利用日数に応じて日割り計算をさせていただきます。

2 当施設からの申し出により退去して頂く場合

当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、退去して頂く場合があります。その場合の利用料金の精算についても前項と同様にします。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ④ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑤ 利用者が入院または他の介護施設へ入所した場合

(18) この重要事項に定めのない事項

この重要事項に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、ご本人・扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

(別紙1)

個人情報の利用目的 (平成25年5月1日現在)

グループホームアンジェロ三碓の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退去等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供